

第428回（定例）福崎町議会会議録

平成22年3月5日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成22年3月5日、第428回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案上程・議案説明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案上程・議案説明

1. 議案件名

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について  
議案第 1号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について

- て
- 議案第 2 号 福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 3 号 福崎町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の制定について
  - 議案第 4 号 福崎町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について
  - 議案第 5 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 6 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 7 号 平成 21 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
  - 議案第 8 号 平成 21 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 9 号 平成 21 年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 議案第 10 号 平成 21 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 11 号 平成 21 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
  - 議案第 12 号 平成 21 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 13 号 平成 21 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 14 号 平成 22 年度福崎町一般会計予算について
  - 議案第 15 号 平成 22 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
  - 議案第 16 号 平成 22 年度福崎町老人保健事業特別会計予算について
  - 議案第 17 号 平成 22 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
  - 議案第 18 号 平成 22 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
  - 議案第 19 号 平成 22 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
  - 議案第 20 号 平成 22 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
  - 議案第 21 号 平成 22 年度福崎町水道事業会計予算について
  - 議案第 22 号 平成 22 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
  - 議案第 23 号 福崎町道路線の認定及び廃止について
  - 議案第 24 号 福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結について
  - 議案第 25 号 工事請負契約について（八反田西地区下水道面整備工事〈第 1 工区〉）
  - 議案第 26 号 工事請負契約について（八反田西地区下水道面整備工事〈第 2 工区〉）
  - 議案第 27 号 工事請負契約について（町立福崎東中学校耐震改修工事）
  - 請願第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する請願書

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 2 8 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3 月に入り、一雨ごとに寒さも緩み、春の兆しを感じられるようになりました。

議員各位には、本日ここに第 4 2 8 回福崎町議会定例会が招集されましたところ、ご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにあり

がとうございます。

さて、今定例会に付議されております案件は、町長提案では、報告1件を初め、各会計新年度予算9件、補正予算7件、条例制定2件、条例改正4件、その他5件、請願1件の計29件が予定されております。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願い申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、本定例会の開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しております。

よって、第428回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

日程に入る前に、昨年12月25日付で新しく教育長に就任されました高寄教育長からあいさつを求めてまいりたいと思います。

教 育 長 第428回福崎町議会定例会冒頭の貴重な時間にごあいさつをさせていただけることに感謝申し上げます。

先ほど、議長様より紹介をいただきましたように、私は岡本 裕前教育長の任期満了に伴いまして、昨年12月25日付で教育長を拝命しました高寄十郎でございます。

もとより微力ではございますが、福崎町の教育の発展と地域の信頼にこたえる教育行政に全力を傾注する所存でございます。何とぞ皆様方の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

私は、61年の人生と38年間の教職生活を通して、非常にたくさんのことを学びました。その中でも、特筆すべきことの 하나가生命の大切さであります。私たちは、かけがえのない、たった一つの命を授けられ、たった一度切りの人生を歩んでいます。それゆえに、だれしもが人権を保障され、相互に共存する平和で安全な社会を存続させなければなりません。そして、生まれてきてよかった、生きていてよかったと思える世の中を教育の分野から構築していきたいです。

さらに、昨今の社会情勢の急変は、教育の分野にも目まぐるしく変化の様相を呈しています。そのような時節であるがために、「不易を知らずんば基ふまえず、流行を知らざれば風新たならず」、私は教育の不易と流行を見きわめながら、福崎町の教育に取り組みます。

今、教育界では、生きる力をつけることが大きな柱の一つとなっています。それには、先生方と力を合わせ、子どもたちに確かな学力（知育）、豊かな心（徳育）、健やかな体（体育）、さらに（食育）をバランスよく培っていきます。それには、児童教育、学校教育、社会教育、生涯教育に一貫性を持たせる必要があります。我が町には、優秀で豊富な人的教育力があり、柳田國男生家を初め、親しみやすく古い歴史を持つ幾多の有形・無形の文化財があります。さらに、健康の保持・増進のためのスポーツ公園、その他の施設や自然に恵まれています。また、文化の向上・発展のために、文化センター等々の施設の教育資源を活用し、町民各位のご協力を賜りながら、体験型の教育活動を推進してまいります。

さらに、情報教育や国際化に対応した教育など、ICT機器やALT、ゲートを活用して、今日的課題に対応した教育を進めます。

そして、福崎町第4次総合計画にもあります、活力にあふれ風格のある住みよいまちづくりに貢献したいと思います。

けれど、私一人の力では実現できるものではありません。先ほども述べましたように、参画と協働により、広く町民各位のご理解と支援を受けながら、あすを担う子どもたちのために、また心豊かな人づくり、まちづくりのためにも全力投

球をする決意でいます。

しかし、最初にも述べましたが、まだまだ未熟者ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

貴重な時間を、どうもありがとうございました。

議 長 就任のあいさつ、ありがとうございました。  
それでは、これから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長が指名をいたします。

1番、松岡秀人議員

8番、広岡史郎議員

以上の両君をお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

2月26日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から3月25日までの21日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの21日間といたします。

#### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

第427回定例会閉会后、本日までの主要事項について、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議を求める文書並びに例月出納検査の報告書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんいただければ幸いです。

#### 日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第1号、議会の委任による専決処分 of 報告についてから、請願第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する請願書までの計29件を一括議題といたします。

これから町長提案の上程議案に対する提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第428回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年度は、民主党を中心とする政権になって、初めての予算編成であります。

世界的に新自由主義による政治・経済の運営が進められ、貧富差が拡大し、需要と供給のバランスが大きく崩れ、金融危機に端を発した経済危機は生産部門にも及び、100年ぶりの経済危機に見舞われています。

日本でも、小泉内閣に代表されるように、構造改革が強く推し進められ、生産関係での規制緩和、社会保障費の抑制のため、弱肉強食の社会となり、働いても働いても暮らしが楽にならないワーキングプアが増大いたしました。

政治運営にあっては、小さな政府論が強く主張され、民でできることは民へと言われ、地方交付税は大幅に削減されました。

地方自治体の合併は、少子・高齢化防止の切り札と言われ、強行されましたが、その効果は一向に見えず、地方はますます疲弊しているのが実態であります。

こうした厳しい状況の中にありますが、どのような状態であったとしても、自治体はそこに住む人々の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持しなければなりません。

私は、神戸新聞の年頭のあいさつで「去年は政権が交代しました。期待が六分で心配が四分です。新政権になって4カ月が過ぎました。期待にこたえる展望もありますが、同時に、変化が見えなかつたり、心配が膨らんだりしています。私は、自分の頭で考え、自分の足で行動する、自律（立）の町づくりを提唱していますが、やはりこれが基本ではないかと思っています。期待や心配はしなければなりません、自分のくらしは自分で切り開く、気概のある年にしたいと思っています。」と述べました。

私たちは、町民の皆さんや議員の皆様の知恵を集めて、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」をメインテーマとして福崎町第4次総合計画をつくりました。

自分たちでつくり上げた計画を実現するために力を尽くすことが大切です。

総合計画は六つの柱から成っています。

第1の柱は、参画と協働でつくるまちづくりであります。

この柱の出発点は情報の公開にあります。主権者である町民に情報を伝えることが大切です。広報や出前講座を充実してまいります。各集落で開催しております人権学習には町部局も参加し、町民の声を聞くようにしたいと考えています。

昨年末、内閣府から我が町の子育てお国自慢の取り組みを尋ねられ、私は町内の33集落で、子育て応援できるようにしたい。福祉・教育を向上させる目的で地域総合援護システムをつくっているが、このシステムの機能を高めたいと答えました。私は、小さくても輝く自治体フォーラムに参加したり、区長研修会に参加していますが、輝いている自治体は、各集落の地域コミュニティ活動が活発であります。各集落において、地域総合援護システムに組織されている区の執行部、老人会、子ども会、女性会などで真剣な話し合いが進められ、町との交流を深めていくことが大切だと考えています。町婦人会の組織がなくなりますので、それにかわる女性組織の結成を工夫していきたいと考えています。

第2の柱は、よく学び、人と文化をはぐくむまちづくりであります。

福崎町において、子育て、教育問題は緊急の課題であります。学校・家庭・地域が手を取り合って、児童・生徒の基礎学力と人格形成に努力しなければなりません。

子どもを守るための見守り活動を全町に広げ、充実させていかなければなりません。

田原幼稚園の設計に取り組んでまいります。

本町への愛着や理解が深まるように、豊かな自然環境、郷土の歴史、伝統文化などを生かし、体験型学習の環境づくりを進めます。その一つとして、大庄屋三木家住宅保存整備事業に着手いたします。校舎、体育館などの耐震化を進めてまいります。

第3の柱は、健康で安心して暮らせるまちづくりであります。

健康でありたいとの願いは町民共通の願いです。そして、病気になったときには安心して医者で診察してもらえればよいなと思っています。この願いにこたえるために、中学校卒業まで、通院、入院を含め、医療費の無料化を進めてまいります。子育て最中の家庭への生活応援となり、金の切れ目が医療の切れ目となる心配を少しでも和らげることができればと考えています。

第4の柱は、快適でうるおいのあるまちづくりであります。

ここしばらくの間、快適なまちづくりとして公共下水道事業を進めてまいりました。もちろん、この事業は最後の1軒が終わるまで取り組まなければなりません。ことしは南田原の面整備、中継ポンプ場建設、浄化センター3、4系水処理施設に着手いたします。この事業は人口の8割ほどが完成をいたしておりますので、工業団地への事業の拡大や要望の多いJR福崎駅周辺整備などにも目を向けていかなければなりません。福崎駅周辺整備推進室を設置しようと考えております。

第5の柱は、自然に優しい安全なまちづくりであります。

この点については各課報告の中で述べてまいります。

第6の柱は、活力にあふれのびゆくまちづくりであります。

活力をのばすためには、町にある人、自然、文化遺産、民俗など、すべてのものに光をあて、再評価し、組み立て直して、新しい宝物として情報発信をしていく必要があります。特に町外からの観光客や購買客を迎えるため、産業課の中に観光係を創設したり、商工係を充実させたいと考えています。

以上、述べてまいりましたすべての事業を前進させるためには、私を含めた町職員の資質向上が重要であります。研修に励み、町職員が一丸となって計画実行のために尽力してまいりますので、温かいご支援とご協力をお願いいたします。

次に各課の重点事項を報告いたします。

総務課では、参画と協働のまちづくりを目指し、まちの先生・出前講座の推進を初め、地域づくり推進事業の継続やボランティアの育成、アドプト事業の推進に関係各課とともに取り組みます。

職員の能力発揮、適性把握などに向けた人事評価の取り組みを幹部職員以外にも拡大して行います。

来年は町制55周年の年になりますので、町勢要覧の作成を進めていきます。

選挙管理では、参議院議員通常選挙が執行されます。

企画財政課では、三位一体の改革以降の厳しい財政状況が続く中で、長引く景気低迷の影響により町税収入が落ち込んでおり、一層厳しさを増していますが、中・長期的な見通しを念頭に置きながら、投資的経費や地方債の発行を抑制するなど、安定的な財政運営に努めます。

また、公会計の整備に取り組むとともに、わかりやすい財政状況の公表に努めていきます。

行政改革では、平成21年度から行政改革大綱及び実施計画の見直しに着手していますが、その仕上げに向けて取り組みます。

税務課では、滞納対策については、税の公平性の確保を図るために、財産調査、

納税相談等を継続して行うなど滞納者の生活実態把握に努めながら、分納誓約書、差し押さえ、滞納処分の停止などの法的措置等により、収納率の向上に努めていきます。また、平成21年度に引き続き、県の整理回収チームの支援を依頼し、滞納整理を促進いたします。

滞納整理対策委員会では、関係課との連携を図りながら、引き続き滞納整理に取り組みます。

住民生活課では、子ども手当の創設については、次世代の社会を担う子ども一人一人の成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童・生徒すべてを対象に、一人につき月額1万3,000円を支給します。

町営住宅の家賃における悪質滞納者については、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら、裁判所への民事調停の申し立てや訴えの提起などにより、滞納家賃の減少に努めます。

環境衛生面では、家庭から排出される使用済み食用油について、役場や店舗等での拠点回収化を図り、バイオディーゼル燃料に再利用化し、ごみの減量化、資源化、地球温暖化の防止に努めます。

健康福祉課では、4月から兵庫県でこども医療制度が創設され、小学4年生から中学3年生を対象に、入院療養に係る医療費の3分の1が助成されます。福崎町では昨年7月から、中学生の入院療養の自己負担を助成し、無料としています。平成22年度からの新規事業として、子育て世代の経済的負担を軽減するため、平成22年度から平成24年度までの3年間、中学1年生から中学3年生を対象に、外来に係る医療費の自己負担額を無料とします。これにより、福崎町では、乳児から中学3年生までの医療費は無料となります。

巡回バスは、11年を経過しました。バスの耐久年数も考えながら、平成22年度は地域公共交通会議を立ち上げ、現状の公共交通を整理し、今後のコミュニティ交通のより効果的な運営方針や運行方法を選択し、町民の意向も取り入れながら、地域に合った公共交通の導入に向けて検討していきます。

文珠荘は、指定管理者制度を導入して5年目となります。今年度は、平成23年度以降の指定管理者を公募し、町民憩いの場所として提供していきます。

保健事業については、地域子育て創設事業を活用し、発達障害者支援体制の整備・充実に努めます。また、今年度から新たな県事業として、子どもから細菌性髄膜炎を予防するため、ヒブワクチン接種の公費助成事業が実施されますので、福崎町においても助成事業を実施し、疾病予防と効果的な保健指導に努めます。

産業課では、農業関係について、平成22年度は米の生産調整が始まって以来40年ぶりの農政転換の年となります。従来の産地確立対策にかわり、米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業を実施します。

4年目になります農地・水・環境保全向上対策事業は、農地や農業用水等の適切な保存管理を行うとともに、農村環境の保全にも役立っている地域共同活動がありますが、引き続き、取り組みを支援してまいります。

土地改良事業については、ほ場整備事業では、平成21年度から着手した県営・西治地区とともに、町営・田口地区を引き続き実施します。

ため池整備事業では、県営で西光寺地区の姫ヶ池と北野地区の北浦谷奥池などを引き続き実施します。

用水路改修事業では、県営で西光寺野地区のストックマネジメント事業に着手します。

国土調査では、山林の地籍調査事業を推進します。

林業関係では、松くい虫航空防除事業を引き続き実施します。

商工関係では、福崎町商工会設立50周年記念事業として、なっ得商品券の増額発行と住宅リフォーム助成制度産業活性化緊急支援事業を引き続き推進します。

観光面では、昨年的大型観光事業「兵庫デスティネーションキャンペーン」の継承事業として「あいたい兵庫キャンペーン」が実施されますが、その機会を利用して、辻川界限、七種の滝、もちむぎばすた等のPRを推進していきます。

消費者行政では、福崎町立生活科学センターを神崎郡消費生活中核センターとして位置づけ、消費生活相談員を増員し、4月1日から開設します。

まちづくり課では、道路関係について、安全で快適な道路網の整備を図るため、中島井ノ口線、駅高橋線、高橋山崎線及び西治ほ場整備に合わせた西治長野線などの幹線道路の整備をはじめ、安全施設整備や緊急性の高い道路修繕等の工事を進めていきます。

都市計画関係では、平成21年度に策定しました都市計画マスタープランを都市づくりの総合的・体系的な方針として、住民や関係機関に周知を図り、将来像や整備方針をわかりやすい形で示していきます。

住民の関心の高いJR福崎駅周辺整備に向けた取り組みについては、関係者との合意形成や事業化に向けた機運の高まりを誘導しつつ、利便性向上など駅周辺の課題解消と地域の活性化に向けた取り組みを進めます。

公園関係では、大規模開発区域環境保全基金などを活用し、遊具の整備を図るとともに、安全性向上に向けて、点検の充実や計画的な修繕、活用方法の検討を進め、住民のふれあい、ぬくもり、やすらぎのある空間としての整備・管理を行います。

下水道課では、浄化センター建設工事について、現在の水処理施設は1、2系列の日最大処理能力4,200立方メートルで稼働しておりますが、平成22年度から3、4系水処理施設の増設工事に着手し、順次必要な能力拡大を進め、今後も安定した運転と良好な水質の保全に努めていきます。

平成21年度から着手した田原汚水中継ポンプ場は、平成23年度の完成を目指して、引き続き建設工事を進めます。

面整備工事については、八反田地区の面整備工事と田原第3汚水幹線の西光寺地区への延伸工事を行い、あわせて中島地区への整備拡大を目指します。また、西光寺及び上中島地区については、管路詳細設計業務を進め、今後の面整備工事に備えます。

雨水幹線事業については、町道中島井ノ口線の道路工事とともに、ヤゴ雨水幹線渠工事、長目雨水幹線渠工事及び川すそ雨水幹線渠工事の未改修部分を順次進め、関係する雨水幹線の接続を目指します。

水道課では、下水道工事に伴う配水管移設工事及び工事中の町道中島井ノ口線での配水管新設工事を進め、管路の整備を行います。また、水道施設更新整備計画の着手に向け変更認可申請を行うとともに、辻川第一配水池耐震二次診断、山崎配水池進入道路工事を実施します。

工業用水道事業では、西治地区ほ場整備事業に伴い、送水管移設工事を実施します。

学校教育課では、取り組みを進めています幼保一体化を推進するため、田原保育所の建て替え計画に合わせて、田原幼稚園の実施設計を行います。

多様化する保護者ニーズにこたえるため、小学生を対象にした学童保育園は、土曜日と春休みも開設し、保育日数をふやします。また、幼稚園の預かり保育は、長期休業中も開設して子育て支援の充実を図ります。

学校教育指導員、不登校指導員、スクールカウンセラー等を継続配置し、学校

における教育課題の早期解決を図るとともに、教育活動の推進向上に努めます。

県民交流広場事業や学校支援地域本部事業等を活用しながら、子どもの見守り活動をはじめとし、学校と地域との連携を深める取り組みを進めてまいります。

社会教育課では、兵庫県重要文化財大庄屋三木家住宅について、県との協議も調い、補修工事を進めていきます。まず、最初の6年間は、第1期工事として主屋部分を中心に改修を進めます。また、文化財保護の意識が高まるよう、文化財に関連した各種事業を展開していきます。

辻川山周辺整備について、地元や各種団体の協力を得ながら引き続き進め、歴史文化資源に触れ合う中で、憩いのひとときが過ごせる一帯をつくります。

また、名誉町民である吉識雅夫先生の遺品をいただきましたが、その調査や整備を進めます。

生涯教育においては、スポーツクラブとの連携強化や、文化センターにおける各種講演会等による学習機会の提供を行います。エルデホールでは、住民の芸術文化の意識向上を図る各種事業を展開し、図書館では、情報文化の発信の核としての事業を推進するとともに、開館5周年事業に取り組みます。

人権教育、青少年健全育成事業については、人権問題を中心に、いじめや不登校、地域での子育てや安全確保等、身近な問題を題材に研修を進めていきます。

歴史民俗資料館では、特別展、連続講座や歴史体験隊事業など、文化のまちにふさわしい各種事業を展開します。

また、柳田國男・松岡家顕彰会との共催による各種事業を展開するとともに、引き続き、新公益法人制度の対応を支援します。

青少年野外活動センターでは、施設整備や県ふれあい森づくりにより施設周辺が充実する中、広報活動、学習会等の実施により、年間を通し利用しやすい環境整備に努めてまいります。

この議会には、報告案件1件と議案27件を上程いたしております。

詳しい説明につきましては、各担当者が行います。十分ご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

議 長 ただいま上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について説明いたします。

専決の内容は、事務局の朗読のとおりでございます。この報告は、山崎地区下水道面整備工事第1工区において、管路布設工事における管路延長の変更のほか、その他工事も終わる見通しとなりましたので、出来高による精算見込みの契約変更を行ったものでございます。

詳細につきましては、下水道課資料1ページにより説明させていただきます。

下水道課資料1ページをごらんください。

右側上段に変更の概要をお示ししております。工事の総延長は1,809メートルとなり、71メートルの減となっております。このうち、開削工口径150ミリは、予定した下水管路の一部が県道拡幅に伴い、法線の変更が生じたこと及

び管路端末の公共ます設置の取りやめがあったため、66メートルの減、また、圧送管75ミリが5メートル減となり、約280万8,000円の減となりました。マンホール設置工は、1カ所増となり、約34万円の増となっております。取付管及びます設置工においては、14カ所減となり、約39万円の減でございます。

その他、附帯工では、石積み水路の復旧及び県道拡幅により、既存マンホールのかさ上げ等が生じたため、約103万円の増、また埋め戻し土は、一部掘削土を流用できたため、残土処分1,228立米が減少し、約134万円の減となりました。地下水が多い場所があったため、水替工が必要となり、約42万円の増。ゴルフ場及び自動車教習所等、事業所への迂回路確保のため、交通整理員が40人増加し、30万7,000円の増となっております。

総額で244万1,300円の減額となったものであります。

以上で報告第1号の説明とさせていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第1号、公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 失礼をいたします。

議案第1号から2号についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号の公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行条例では派遣職員の給与の支給は給料、扶養手当、住居手当及び期末手当に限っていたものを、給与のすべてを支給できるようにするもので、平成22年4月1日から施行するものです。

新旧対照表を総務課資料1ページにお示ししております。

地方公共団体が公益法人に派遣している職員の給与は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、補助金によらず、派遣元、つまり町が直接支給すべきとの司法の判断を受け、平成22年度から社会福祉協議会派遣職員の給与を補助金に含む方法から直接支給の方法に変更することとしました。

現条例では、給料と一部の手当しか支給できないため、社会福祉協議会の運営に支障が出るため、今回、条例改正し、給与のすべてを町から支給できるようにするものです。

議案第2号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に基づく改正です。

非常勤の船員に係る公務災害補償を本条例の対象に加えるもので、公布の日から施行し、平成22年1月1日から適用するものです。本町に対象者はありません。

新旧対照表を総務課資料2ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、2議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第3号、福崎町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の制定についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求

めます。

企画財政課長 失礼いたします。

議案第3号、福崎町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の制定についてご説明申し上げます。

地域活性化・公共投資臨時交付金は、平成21年4月10日に決定された経済危機対策の実施に伴う地方負担の軽減を図り、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう交付されるものです。

交付限度額は7月に予算計上いたしました東大貫中島線舗装打換事業及び12月に予算計上しました小・中学校施設耐震化事業の国庫補助事業に対する地方負担額を基準に算定されまして、本町には6,906万6,000円が交付されます。

交付金が充当できる事業は、建設地方債の発行対象となる経費の財源とする場合、またはその財源に充てるために基金に積み立てる場合と規定されています。

企画財政課資料3ページに地域活性化・公共投資臨時交付金に関する資料を添付しておりますのでお開きください。

予算計上済みの事業につきましては、落札減などに伴い、減額補正をした上で、追加事業を計上いたしますが、本年度実施予定の事業に充当した残余の3,000万円について基金に積み立てるため、この基金条例を制定するものです。

それでは、条例案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は設置、第2条は積み立てであります、内容は冒頭申し上げたとおりでございます。

第3条から第5条につきましては、基金の管理・運用に関しての事項を規定しております。

第6条は、基金の処分を規定しています。基金を処分することができる場合は、地域活性化・公共投資臨時交付金が充当できる事業に限定されますので、この条において地方債を財源とすることが可能な建設事業費の財源に充てる場合に限ることとしています。

具体的な対象事業としましては、平成23年度建設予定の田原幼児園建設事業を予定しています。

また、公共投資臨時交付金充当事業として基金に積み立てた場合は、原則として平成23年度までに取り崩すこととされておりますので、附則第2項においては、この条例は平成24年3月31日限りその効力を失うと規定しております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 次に、議案第4号、福崎町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定について、議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼します。

議案第4号、福崎町社会福祉法人に対する助成に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定は、従来から助成しています社会福祉法人福崎町社会福祉協議会への補助金交付について、法令の整備をするもので、従前の補助金交付要綱を廃止し、改めて社会福祉法第58条の規定に基づき、条例を制定するものです。

社会福祉協議会への補助金は、従前から地方自治法第232条の2の規定に基

づき、公益上必要であるため、社会福祉協議会補助金交付要綱により、予算の範囲内で交付しています。

このたび、自治法の規定に照らし、協議会の事業及び町からの委託事業について、事務の公益性を検証し、また公益法人等への職員派遣法の規定に基づき、社会福祉協議会へ派遣している町職員2名の給与支給についても、業務の公益性の検証を行いました。

現在、協議会の事業は地域福祉の推進事業と、町からの福祉事業の委託及び介護保険事業を実施しています。それぞれの業務内容と日数を分析し、補助金及び委託料の交付は公益性のある地域福祉の推進、福祉事業の委託の業務とし、事業実施に係る補助金は職員4名分のうち、3名とし、1名は介護保険事業の業務としました。

また、町派遣職員の給与は法の趣旨に基づき、町からの支給とします。

なお、健康福祉課資料3ページ、3-1ページに補助金等関係資料をお示ししておりますのでご参照ください。

それでは、条例についてご説明いたします。

第1条は、資金助成は社会福祉法の規定による社会福祉法人と定めるものです。

第2条は、助成申請の手續について必要書類等を定めるものです。

第3条は、助成決定の通知、第4条は、助成する費用の使用制限、第5条は、決定の取り消し事項を定め、第6条は、計画の変更を定めるものです。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成22年4月から兵庫県福祉医療制度の改正を受けて、町では対象範囲を拡大し助成するため、条例を一部改正するものです。

兵庫県では4月から精神的・経済的負担の大きい入院医療を対象とする子ども医療助成制度を新たに創設し、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒の入院に係る医療費自己負担額の3分の1を助成する制度を創設します。福崎町では、子育て世代の負担を軽減するため、昨年7月から中学生の入院医療について自己負担額を無料としておりますが、新規事業として、平成22年4月1日から25年3月31日の3年間、新たに中学1年生から中学3年生までの外来に係る医療費自己負担額を無料にし、子育て世代を支援します。このたびの改正により、福崎町では、乳児から中学3年生まで入院、外来に係る医療費の自己負担額が無料となります。

なお、所得制限につきましては、兵庫県制度と同様とします。

助成の方法は、現物給付とし、4月から新たな中学生の対象者に受給者証を交付し、無料で受診できるようにします。

制度拡大に伴う影響額は、対象者は中学生540人、外来に係る医療費は今年度4月から23年2月までの11カ月分で950万円、入院については34万5,000円で、合計984万5,000円を見込んでいます。

なお、健康福祉課資料4ページから11ページに新旧対照表及び関係資料をお示ししておりますのでご参照ください。

それでは、条例の一部改正についてご説明いたします。

第1条、目的の改正は、新たに子どもを追加するものです。

第2条、用語の定義は、第1項3号の乳幼児等をゼロ歳から小学3年生までとし、第6号で新たに子どもの定義を小学4年生から中学3年生に定めるものです。

第9号では、子ども保護者を親権者等に定めるものです。

第3条、福祉医療の支給の改正については、子ども及び子ども保護者を追加し、4号アで、入院以外の外来に係る医療費助成を定め、イでは、県の要綱と同様に入院に係る医療費3分の1の助成に定めますが、自己負担額の助成については別途、福祉医療助成実施で残り3分の2を助成し、無料とします。

第4条、所得による支給制限の改正については、第4号で子どもの助成に所得制限基準を乳幼児等と同様に、地方自治法の規定による町民税所得割額が23万5,000円以上とするものです。

第6条、第7条では、支給の方法の特例及び損害賠償との調整について、子どもを追加するものです。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。

経過措置として、この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。また、助成の特例として、3項では小学4年生から6年生までを乳幼児から子どもに改正したため、新たに子どもについて、改正前と同様に、21年7月に改正した所得制限の特例を23年6月まで適用するものです。

第4項では、中学1年生から3年生までの外来に係る支給期間を平成22年度から24年度の3年間と定めるものです。

以上で説明を終わります。両議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

次に、議案第6号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 失礼をいたします。

議案第6号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、管理戸数の減によるもので、山崎団地2戸、西野団地1戸、馬田団地1戸、計4戸の除去により別表を改正するものです。

改正後の管理戸数は169戸から165戸になります。

なお、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。

住民生活課資料1ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 次に、議案第7号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第7号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正額は2,380万円を減額するもので、補正後の予算総額を73億5,850万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、全体としましては、各事業の実績並びに実績見込みによる歳出の精算と歳入の財源調整による補正に加えまして、昨年4月に決定されました経済危機対策を実施するため、地方に交付されます地域活性化・公共投資臨時交付金に係る追加事業並びに昨年12月に決定されました明日の安心と成長のための緊急経済対策を実施するため交付されます地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る追加事業などを計上しております。

これらの各交付金充当事業につきましては、資料でご説明いたしますので、企画財政課資料1ページをお開きください。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金であります。総額1億1,586万3,000円と見込んでおりました交付金総額は1億1,560万4,000円となりまして25万9,000円の減となります。

各事業の3段書きは、下段が現計予算額、中段が実績見込み額、上段が補正額となっております。

7月に予算計上いたしました事業のうち、1の集中管理車購入事業、2の道路管理用ダンプ購入事業、9及び10の教育用パソコン更新事業、9月に予算計上いたしました事業のうち、2ページの21、中学校テレビデジタル化対策事業分、22、幼稚園施設等改修事業につきましては、それぞれ入札結果等に基づいて減額補正をいたしまして、交付金の充当残となる額につきましては、新たに9月に予算計上しておりました生活道路整備事業に750万4,000円を充当するとともに、福崎町キャラクター、フクちゃん・サキちゃん着ぐるみ購入及び不法投棄監視カメラ設置事業費を追加計上しております。

次に、3ページをお開きください。

地域活性化・公共投資臨時交付金であります。議案第3号で申し上げましたとおり、6,906万6,000円が交付される見込みです。

7月予算計上分につきましては、それぞれ業務が完了したため、実績に合わせた減額補正をしております。

また、12月に予算計上いたしました小・中学校耐震化事業では、耐震化事業交付金の交付基準額が大幅に増額となったため、事業費を追加するとともに、財源更正を行っております。その結果、充当残となりました公共投資臨時交付金5,400万円を議案第3号によって設置します基金に3,000万円積み立てるとともに、設計が完了いたしました上井郷水路改修工事及び第1グラウンドトイレ改修工事費を追加計上し、それぞれに充当いたします。

なお、これらの事業のうち、小・中学校耐震化事業及び上井郷水路改修事業、第1グラウンドトイレ改修事業につきましては、その全額を翌年度に繰り越しいたします。

次は、4ページをお開きください。

このたびの国の第2次補正予算に計上されました地域活性化・きめ細かな臨時

交付金に係る追加事業費一覧であります。

交付金の交付見込み額は5,610万円で、庁舎、議場関係の修繕を初め、文珠荘、生活道路、防災備蓄倉庫、小・中学校並びに各社会教育施設の修繕を実施いたします。それぞれの内容につきましては、資料をお目通しいただきたいと思っております。

これらの総額7,260万円につきましても、全額を翌年度に繰り越しをいたします。

また、歳入では、法人町民税の税割が当初予算から6,100万円減収となる見込みです。この本年度の調定見込み額と普通交付税算定に用いました法人町民税税割との乖離が大きく、財源不足を生じるため、地方税減収補てん債1億2,000万円を起こすこととしました。これによりまして、財政調整基金繰入金1億2,280万円は、その全額を減額補正いたします。

それでは、歳入歳出予算補正につきまして、歳出から事項別明細書でご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

企画財政課長 以上が議案第7号の説明でございます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 次に、議案第8号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第9号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第10号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第11号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼をします。

議案第8号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億140万円とするものです。

補正内容につきましては、歳出の大部分を占めます保険給付費を3月から12月は実績、1月、2月は推計し、実績見込みにより補正するものです。

全被保険者数は、4月4,956人でしたが、12月では4,796人と160人減少しています。一般分は179人減少し、退職分は19人増加となっております。

本年度も循環器系の高額医療が多く、80万円を超えるものは12月までで132件、うち300万円を超えるものは6件です。また、新型インフルエンザ流行の影響もあり、保険給付費の見込みについては、一般分療養給付費は3,400万円、高額医療費で1,000万円の増額を見込んでいます。

退職分療養給付費は650万円の増額、高額医療費は470万円の減額を見込み、保険給付費全体では4,271万8,000円の増額となる見込みです。

その他、後期高齢者支援金、介護納付金、高額療養費に係る共同事業費、保健事業の各項目とも実績見込みによりそれぞれ精査し、補正するものです。

歳入では、保険税は経済の低迷による所得の減少と被保険者数の減少により、現年度分、過年度分合わせて当初予算より1,980万円の減少となる見込みで

す。

その他、交付金等は歳出の実績見込みに基づき補正をし、収入不足を見込み、財政調整基金は2,200万円増額し、4,500万円の取り崩しを見込んでいます。

なお、健康福祉課資料14ページから16ページ、及び22、23ページに係る資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きますして、議案第9号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を増額し、歳入歳出の総額を830万円とするものです。

補正の内容は、医療給付請求の実績見込みによる減額と、前年度国庫負担金等の確定による増額により補正するものです。

なお、健康福祉課資料27ページ、28ページに係る資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きますして、議案第10号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ411万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億9,936万円とするものです。

補正の内容は、被保険者数の減少や、軽減対策の継続により、保険料の実績見込みによる減額と、保険基盤安定負担金の確定による増額、前年度出納閉鎖期間に徴収した保険料の繰越金による増額及び事務経費等の実績見込みにより減額するものです。

なお、健康福祉課29ページに係る資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きますして、議案第11号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,230万円とするものです。

補正の内容は、介護給付サービス費の実績見込みにより増額するもので、介護認定者数は4月723人で、12月では744人と、21人増加となり、在宅サービス利用者は、計画値では387人でしたが、12月では419人で32人の増となりました。

保険給付サービス費は3月から12月までの利用実績と1月、2月は推計し、見込みました。

給付費増額の主なものは、居宅介護サービスの訪問介護が当初予算比11.4%の増、通所介護は22%の増と利用が伸びて2,694万9,000円の増額。

施設介護サービスでは、利用者増により1,088万円の増額を見込んでいます。

介護予防サービス費では、利用者が伸びず、736万4,000円の減額を見込み、給付費全体では、介護報酬3%を含み、対前年度実績比10.3%の増、

当初予算比3.4%増の3,430万円の増額を見込みました。

歳入は歳出の実績見込みに基づき補正し、第4期の保険料軽減による不足分を財政調整基金から1,360万円を繰り入れします。

健康福祉課資料32ページから37ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。議案第8号から第11号までの4議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第12号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第12号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

この補正は、公共下水道事業について、下水道工事を主に、実績に伴う精算見込みによるもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,080万3,000円を減額し、総額を14億814万2,000円とするものです。

第1表、歳入歳出補正予算につきましては、後ほど事項別明細によりご説明申し上げます。

第2表、債務負担行為につきましては、次の3ページをお願いいたします。

債務負担行為は、福崎浄化センター水処理施設整備事業で、期間は平成22年度から平成23年度までで、限度額は11億7,000万円としており、次年度の早期より事業を進めるべく、本議会で委託先との基本協定の承認をお願いしてございます。

第3表、繰越明許費につきましては、次の4ページをお願いいたします。

繰越明許として下水道事業費の公共下水道事業、5億3,384万円をお願いするもので、主な内容としましては、公共下水道事業、田原中継ポンプ場等に1億6,884万円を、特環公共下水道事業では、八反田地区、山崎4工区の面整備工事、ユニットポンプ、マンホールポンプ場等の工事に2億1,450万円を、また雨水事業では、長目及びヤゴ雨水幹線に充てるもので、1億5,500万円を繰り越すものでございます。

下水道課資料2ページに、これらの箇所図を示しておりますので、あわせてご参照ください。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第13号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼をいたします。

議案第13号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について

ご説明をいたします。

この補正は、事業の実績見込みによる補正をお願いするもので、第2条では予算第3条の収益的収入を2,483万円減額し、3億5,989万7,000円に、また収益的支出を2,229万3,000円減額し、3億5,628万1,000円に、第3条では予算第4条の本文括弧書き中、不足する額9,190万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金8,891万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額299万5,000円に改め、資本的収入を1億6,098万円減額し6,750万円に、また資本的支出を1億9,794万8,000円減額し1億5,940万7,000円にしようとするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は13時00分といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、議案第14号、平成22年度福崎町一般会計予算について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第14号、平成22年度福崎町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、町長が開会冒頭に申しあげました施政方針のもとに予算編成を行っています。

予算編成資料としまして、1ページから3ページに予算編成概要を、4ページから18ページに事業別予算額一覧表を、また19ページから28ページには会計別予算額や一般会計の予算内訳等を添付しておりますので、審議の参考にしてください。

それでは、議案条項順にご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を68億1,700万円と定めています。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書1ページ、2ページをお開きください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上とさせていただきます、議案にお戻りください。

第2条の債務負担行為につきましては、議案の5ページをお開き願います。

まず、平成18年度から実施しております町有施設の指定管理に係る協定について、平成23年度から平成27年度まで、5カ年間の新たな協定手続を本年度予定しております。これらの施設のうち、老人憩いの家文珠荘及び工業団地企業

会館につきましては、指定管理料を伴いますので、5年間分の債務負担行為をお願いするものです。限度額は文珠荘が4,500万円、企業会館が900万円としております。

次のJR播但線第三下代の上踏切移設事業につきましては、町道西治長野線道路改良工事に伴う踏切移設工事で、平成23年度から24年度にかけてJRが施工する予定としております。その協定を本年度中に締結するため、債務負担行為をお願いするもので、限度額は1億2,000万円としております。

次の第3条、地方債につきましては6ページ、7ページに歳入の地方債で計上いたしました額をそれぞれの目的ごとに計上してしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次の第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用につきましては、事務局が朗読したとおりでございます。

以上、平成22年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次は、議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計予算について、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第15号から議案第18号までの朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼します。

議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ18億1,490万円とするものです。

また、第2条につきましては、一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。

健康福祉課資料18ページから26ページに予算関係資料をお示ししてしておりますのでご参照ください。

国民健康保険の財政運営は急速な被保険者構造の高齢化や医療の高度化等による医療費の増大により、依然として厳しい状態が続いています。平成22年度の主な改正点は、財政基盤強化等が平成25年度まで継続され、前期高齢者の自己負担割合1割負担が1年間延長となります。

また、保険税では、地方税の一部改正により、課税限度額が医療費分3万円、後期高齢者支援分1万円引き上げられます。介護分は据え置きとなります。

新たに、65歳未満の雇用保険適用者の非自発的失業者に前年給与所得を100分の30とする軽減措置が創設されます。

被保険者証では、7月から滞納世帯の高校生世代に対象範囲を拡大し、6カ月以上の短期証が交付されます。

医療費については、4月から診療報酬が改定され、診療報酬本体で1.55%の増、薬価と医療材料で1.36%の減、全体で0.19%増となります。また、10月からレセプト電子管理システムを導入し、国保連合会とオンラインで結び、レセプトの電算化を進めます。

22年度予算の編成につきましては、これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮し、積算しました。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数4,714人を見込み、療養給付費は一般分で前年度決算見込み費0.7%減の9億7,500万円、退職分では前年度決算見込み費0.9%減の1億1,150万円を見込みました。

高齢者支援金は、平成20年度精算調整金1,842万3,000円の減額により、1億9,637万8,000円を見込んでいます。

保健事業は、人間ドック事業、特定健康診査等を計上し、実施計画に基づき健診率向上と生活習慣病予防を効果的に実施し、医療費抑制に努めていきます。

次に、歳入の保険税については、景気悪化等の長期化による収入減が懸念されますが、賦課限度額を医療分は50万円に、支援分は13万円に引き上げを見込み、保険料率等は現行税率で積算し、計上しています。

保険税は、現年度医療分を収納率94.4%、3億9,750万円を見込み、前期高齢者交付金については、平成20年度の精算調整額6,000万3,000円の増額を見込んでいます。

国・県支出金については、歳出に見合う負担金等を見込み、本年度は歳入歳出とも、平成20年度の精算による増額が見込まれたため、剰余金を見込み、1,200万円を財政調整基金に積み立てました。

なお、保険税の課税限度額改正及び非自発的失業者軽減に係る条例改正は、本年の課税本算定時点において議案を上程する予定です。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ20万円と定めるものです。

この老人保健事業会計は、後期高齢者医療制度の創設により、法改正前の平成20年3月以前の医療費について給付を行うもので、平成22年度の医療費は、過年度の過誤審査等による請求の状況を勘案して18万7,000円を計上しています。

歳入におきましては、負担金のルールによる率を各項目に計上しております。

なお、この特別会計は、法律の規定により、平成22年度で終了します。

健康福祉課資料27、28ページに予算関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億740万円と定めるものです。

健康福祉課資料29ページから31ページに関係資料をお示ししておりますの

でご参照ください。

兵庫県後期高齢者医療広域連合が医療費給付、保険料賦課等に関する業務を行い、町では、保険料徴収と被保険者証発行等の手続事務を行います。

この特別会計では、保険料軽減分の保険基盤安定金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。保険料率は、一部の地域を除き兵庫県内は原則均一で、2年ごとに改定されます。兵庫県広域連合では、平成22、23年度の保険料の上昇を抑制するため、平成21年度末剰余金と兵庫県に設置している財政安定化基金を取り崩し、合計88億円を繰り入れて、均等割額4万3,924円を据え置くとともに、所得割率を0.16ポイントの上昇に抑え、8.07%から8.23%に改定されました。1人当たりの保険料額は現行7万41円から7万1,095円となり、1,054円の増額となります。限度額は50万円を据え置きです。

22年度以降も国の保険料特例対策軽減が継続され、均等割額及び所得割額の軽減は前年と同様に継続されます。

なお、この制度に係る現内閣の方針につきましては、廃止するために、新たな制度の具体的なあり方についての検討が行われており、新しい高齢者医療制度の創設は平成25年4月の施行となる見込みです。

福崎町では、今後ともわかりやすい広報活動と啓発に努めていきます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,520万円と定めるものです。

平成22年度は第4期事業計画の2年目となり、今年度も介護予防対策の推進、サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めていきます。

また、事業計画に基づき、地域密着型サービスで、通いを中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ提供する小規模多機能型居宅介護施設が開設され、住みなれた地域で特性に応じたサービスの提供に努めます。

平成22年度の予算は被保険者数4,530人を見込み、要介護認定者数は増加しているため、事業計画の750人を上回る773人を見込んでいます。

歳出で大部分を占めるサービス給付費は平成21年度決算見込みから推計し、要介護認定者の増や、新しく開設される施設を見込み、前年度決算見込み比5.2%増の10億8,600万円を計上しました。

地域支援事業では、特に、近年増加が激しい認知症高齢者対策において、認知症予防に極めて有効な読み・書き・計算を取り入れた脳の元気教室、公文学習を開催します。また、町体育館と連携して、体育館のトレーニングマシンを利用して、みずから介護予防に努めてもらうマシンを使った筋力アップ教室を実施します。

事業費は、給付サービス費の計画値3%と保健師人件費を合わせ、前年度決算見込み比8.7%増3,840万3,000円を計上しました。

歳入は、歳出に見合うそれぞれ規定の額を計上しました。

なお、本年度は保険料の財源不足を見込み、財政調整基金1,780万円を繰り入れました。

健康福祉課資料34ページから37ページに関係資料をお示ししておりますの

でご参照ください。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書により説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上、議案第15号から第18号までの説明を終わります。4議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼します。

議案第19号、第20号の2議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

農業集落排水事業の接続率は徐々にですがふえており、管理運営の方も順調に推移しております。

平成22年度の予算総額は歳入歳出をそれぞれ2億5,730万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

一時借入金の最高額は1億5,000万円といたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で議案第19号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の説明に移ります。

公共下水道事業は、福崎浄化センターの1期工事の完成から6年目を迎え、この間、水処理施設の2期工事として増設を行い、現在、日最大処理能力4,200立方メートルの処理施設として、順調な運転を続けております。

面整備の拡大とともに、増加する汚水流入量の予測において、平成23年度初旬には、日最大処理能力を6,300立方メートルに、また25年度には日最大処理能力8,400立方メートルとする必要があることから、平成22年度より3系及び4系水処理施設の電気機械設備工事に着手し、順次能力拡大を進めるとともに、今後も安定した運転と良好な水質の確保に努めてまいります。

昨年度から着手した田原汚水中継ポンプ場は、平成23年度の完成を目指して、引き続き建設工事を進めます。

面整備事業は、田原第3汚水幹線の西光寺地区への延伸工事を行い、あわせて中島地区への面整備の拡大を目指します。

また、西光寺及び上中島地区については、管路詳細設計業務を進め、今後の面整備工事に備えてまいります。

一方、雨水事業につきましては、町道中島井ノ口線の道路工事とともに、ヤゴ雨水幹線及び川すそ雨水幹線の未改修及び未着手部分を順次進め、関係する雨水幹線渠の接続を目指してまいります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,700万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

地方債につきましては、3ページの第2表をごらんください。

地方債は公共下水道事業で限度額を7億3,450万円とするもので、起債の

方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

戻っていただき、一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額は10億円と定めております。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

議案第19号及び第20号の両議案ともにご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 次に、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計予算について、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計予算についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼をいたします。

両議案についてご説明いたします。

初めに、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計予算についてご説明をいたします。

第2条、業務の予定量につきましては、1、給水戸数が7,390戸、2、年間給水量が252万立方メートル、一日平均給水量が6,900立方メートルです。4、主な建設改良事業は下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が3億6,704万4,000円で前年度比4.6%の減、支出の水道事業費用が3億5,477万7,000円で前年度比5.7%の減であります。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額1億9,114万9,000円は当年度分損益勘定留保資金1億2,205万5,000円と過年度分損益勘定留保資金6,069万円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額840万4,000円で補てんするものとします。

次のページをお願いします。

資本的収入は2億420万3,000円で前年度比10.6%の減、資本的支出は3億9,535万2,000円で前年度比10.6%の増となっております。

第5条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用、2、建設改良費と企業債償還金とします。

第7条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。1、職員給与費5,426万6,000円。

第8条、企業債償還のため一般会計から補助を受ける金額は115万3,000円であります。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円とします。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

第2条、業務の予定量は、1、給水事業所数は29事業所、2、年間給水量が56万7,000立方メートル、3、一日平均給水量は1,550立方メートルです。4、主な建設改良事業は、圃場整備事業に伴う送水管移設事業です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が2,586万1,000円で前年度比6.7%の増。

支出の工業用水道事業費用が2,356万5,000円で前年度比3.7%の減であります。

第4条、収入が不足する額1,520万円は、当年度分損益勘定留保資金122万2,000円、建設改良積立金1,329万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68万6,000円で補てんするものいたします。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入が7,480万円で、前年度はありませんでした。

支出の資本的支出が9,000万円で、前年度はありませんでした。

第5条、企業債については、限度額3,000万円、利率4.5%以内です。

第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めます。

第7条、第6条予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1営業費用と営業外費用とします。

第8条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。1、職員給与費1,105万1,000円。

それでは、事項別明細により内容を説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で両議案の説明を終わらせていただきます。

両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 次に、議案第23号、福崎町道路線の認定及び廃止についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。

議案第23号、福崎町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

当議案は、西治地区ほ場整備事業の促進に伴い、町道西治長野線の整備を進めるため、今回、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道西治長野線を一たん廃止して、新たに2路線として認定をしようとするものです。

次ページの別紙でお示ししているとおり、認定する路線の路線名等は1級20号、西治長野線及び1級33号、西治長野枝線であります。

廃止する路線の路線名等は、1級20号、西治長野線であります。

延長、幅員、道路整備計画等につきましては、まちづくり課説明資料に記載させていただきます。

説明資料の14ページは認定の地図、15ページは廃止の地図、また16ページには道路整備の計画平面図をお示ししておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

認定する路線の1点目、1級20号、西治長野線につきましては、起点は西治字江橋288番1地先から終点は高岡字川端1564番2地先まで。延長は2,346.8メートル、幅員は6.0メートルから35.8メートルです。

2点目の1級33号、西治長野枝線につきましては、起点は西治字東新田26番1地先から終点は西治字田中1299番5地先まで。延長は791.0メートル、幅員は6.0メートルから11.5メートルです。

次に、廃止する路線の西治長野線につきましては、起点は西治字東新田26番1地先から終点は高岡字川端1564番26地先まで。延長は2,937.8メートル、幅員は6.0メートルから14.6メートルです。

また、説明資料16ページには、道路整備の計画平面図及び道路新設部並びに道路拡幅部の標準断面図をお示ししておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第24号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結について、議案第25号及び議案第26号、工事請負契約についての各案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第24号、25号、26号の議案について、続けて説明をさせていただきます。

議案第24号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の締結についてご説明申し上げます。

この議案は、下水道面整備の拡大とともに増加する流入量の予測において、平成22年度より浄化センター3系及び4系の水処理施設、電気機械設備の増設を進め、順次能力の拡大を進めるため、日本下水道事業団と建設工事の委託業務について基本協定を締結するため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は11億7,000万円であります。

内容につきましては、下水道課資料によりご説明申し上げます。

資料4ページをお開き願います。

これは協定書案でございまして、福崎町と日本下水道事業団とは福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設に関し、次のとおり協定を締結するものでございます。

第1条は、目的を示しており、第2条は工事の委託で福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事を委託し、その範囲を別記に示しております。

第3条で、平成22年度に着手し、その完成予定は平成23年度とするとし、平成21年度に協定を締結し、建設工事は平成22年度から2カ年で行います。

第4条で、建設工事の予定概算事業費は11億7,000万円とし、2項では必要が生じた場合は協定を変更することができるものとしております。

第5条では、町が毎年度予算に計上する範囲において、年度実施協定により工事を行うことといたします。

以下、第6条では、土地の取得について。

第7条では、行政上の手続。

第8条では、費用の支払いを規定しております。

第9条は、下水道事業団からの契約及び工事等の報告について。

第10条は、損害の負担の項目で、事業団と町の責任範囲を規定しており、同条第2項以降は、事業団と契約した施工業者間の損害賠償特約に関するものでございます。

次の5ページをお開き願います。

第11条では、年度実施協定を毎年度締結するものとしております。

最後の第14条では、この協定の成立は本議会の議決を経て、本契約として成立するものとします。

次に、右の別記には委託する対象と範囲を示しております。

1の建設工事の対象は、福崎公共下水道福崎浄化センターの水処理施設で、処理方式は膜分離活性汚泥法、処理能力は日最大4,200立方メートルを増設するものです。

2の委託の範囲は、下表の施設に関する機械及び電気設備工事としております。施設については、次ページ以降の図で説明をさせていただきます。

6ページは福崎浄化センターの全体図であります。網かけ部分は、工事の対象部分を示しております。現在、稼働しています水処理棟1、2系の膜分離活性汚泥法の水処理施設と同様の施設を3系及び4系に設置し、合計で日最大4,200立方メートルの汚水処理施設を増設するものでございます。

完成すると、既設水処理施設と合わせて8,400立方メートルの日最大の処理能力となり、全体計画の3分の2ができ上がることとなります。

水処理棟は、1系から4系までの地下土木構造物及び上屋の建物は平成19年度に既につくられておりますので、今回、電気機械設備だけの工事となります。

3系及び4系に設置する機械設備の概要は、反応槽の膜ユニットと、これに伴う過ポンプや送風機設備をはじめ、流量調整槽に設けるポンプ類及び攪拌機、膜洗浄設備、汚泥の循環ポンプ類、これらをつなぐ配管工事等となります。

あわせて、脱臭設備として、脱臭ファン2台及び活性炭吸着塔1基を設置するものです。

また、流入ポンプ棟には、スクリーン付し渣破砕機1台、汚水ポンプを1台、微細目スクリーン2台を増設するものでございます。

一方、3系、4系に設置する電気設備の概要は、先ほどの機械設備を稼働させるための供給電源回路及び制御システムの構築が主な工事となります。

なお、受変電設備400kVAへの増設をあわせて行います。

7ページは、各階の設備平面図で、8ページは断面図で、3系、4系の主な配管ルートやポンプ類を示しております。

また、9ページは3系水処理に係る系統図で、4系も同様のものとなります。

なお、これら図面は基本的な計画図で、若干変更が生じることがございますので、ご了承ください。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第25号の説明に移ります。

この工事は、平成22年2月22日に一般競争入札に付し、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものです。

下水道課資料の11ページ、工事箇所図に第25号及び第26号の議案の工事工区の位置を示しております。現在、工事中の中島井ノ口線より西側の八反田地区の下水道面整備工事に伴うもので、工区は八反田地区を南北に走る西野長目線より東側を1工区、西側を2工区に分けております。

下水道課資料10ページの左側に入札の結果を示しておりますのでごらんください。

工事名は八反田地区下水道面整備工事（第1工区）、落札金額は6,273万7,500円、落札者は日本機動建設株式会社であります。

資料12ページは、第1工区の下水管路を示しておりますのでごらんください。

整備区域は、現在工事中の中島井ノ口線より西側で、西野長目線までの八反田地区の範囲です。

左下に工事概要を示しております。工事総延長は1,482メートル、このうち管布設工の開削口200ミリが201メートル、150ミリが1,263メートル、75ミリの圧送管が18メートル、その他、マンホール設置工58カ所、取付管及び公共ます設置工が41カ所となっております。

続いて、議案第26号について説明申し上げます。

下水道課資料10ページ、右側に入札の結果を示しております。

工事名は八反田地区下水道面整備工事（第2工区）、落札金額は5,341万3,500円、落札者は藤澤工業株式会社であります。

資料13ページに下水管路図の全体図を示しておりますのでごらんください。

整備区域は西野長目線を含んで、西側、市川までの八反田地区の範囲でございます。左下に工事概要を示しております。

工事総延長は1,402メートル、そのうち管布設工の開削口150ミリが1,402メートルで、その他マンホール設置工63カ所、取付管及び公共ます設置工35カ所となっております。

資料14ページには、マンホールの構造図を添付しておりますのでご参照ください。

なお、工期は2工区とも、開札結果の最下段にありますとおり、平成22年3月31日までとしておりますが、標準工期や、雨期も経ることから、平成22年12月末まで工期を延長したいと考えております。

以上で、議案第24号、25号、26号の説明とさせていただきます。三つの議案ともに、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 次は、議案第27号、工事請負契約についてを事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

学校教育課長 失礼をいたします。

議案第27号、工事請負契約について説明をいたします。

本議案は、去る2月22日に一般競争入札を執行しました福崎東中学校の校舎及び体育館の耐震改修工事の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

学校教育課説明資料1ページをお願いいたします。

入札結果をお示しいたしております。参加者10社による一般競争入札を行い、姫路市東延末二丁目50番地、美樹工業株式会社が9,324万円で落札いたしました。工期は平成22年3月31日までとしておりますが、繰り越しをし、平成22年12月末日まで工期を延長する予定にしております。

説明資料2ページをお願いいたします。

耐震改修工事スケジュール案をお示しいたしております。議決後、本契約を締結し、工事着手いたします。

工事の進め方としましては、安全面はもとより、騒音等で教育活動に影響が出ないように配慮して工事を行います。

工程は、校舎及び体育館の耐震補強工事を先行して進め、体育館の床改修工事は耐震補強工事が完了してから行う予定にしています。

工事の概要といたしましては、校舎では柱補強1カ所、壁面ブレース12カ所及び耐震スリット24カ所の設置を行います。

体育館では壁面ブレース6カ所、屋根ブレース28カ所の設置を耐震補強工事として実施し、床改修工事としてアリーナの床面の前面張りかえを行います。

説明資料3ページから8ページにブレースの設置場所及び形状等をお示しいたしておりますのでご参照をお願いいたします。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。

議 長 次に、請願第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する請願書を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を紹介議員から求めます。

富田昭市議員 失礼します。

ただいま事務局が朗読をいたしました「協同労働の協同組合（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について、趣旨説明を、請願の説明を行います。

今、地域のさまざまな課題を解決するために、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっております。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動がNPO、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開がされています。その一つである協同労働の協同組合は、協同組合に参加する人々すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けているわけでございます。

全国には、協同労働の協同組合の理念で活動している人は、わかっているだけで、約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は介護、福祉サービスや子育て支援、オフィスの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる、新しい働き方としての期待や、地域のさまざまな課題に住民自身が取り組むための組織として期待をされています。

また、現在の大不況、大失業状況の中で、その受け皿としていってもと期待が高まっているわけでございます。しかし、現在この協同労働の協同組合には、法的根拠がないために、社会的理解が不十分であり、団体として入札、契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に、欧米では、労働者協同組合についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める運動が全国に広がり、1万を超える団体がこの法制度に賛同し、また国会では160人を超える超党派の議員連盟が2008年2月に立ち上がるなど、法制化の具体的な検討が始まりました。

地域の活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるために、国会でのしっかりとした議論と速やかな制度の制定を強く要望をいたします。

だれもが希望と誇りを持って働く仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会全体の中で、仕事を起こし、社会参加をする道を開くものでございます。

もう少しかみ砕いてお話ししますと、協同労働という働き方は、みんなが労働者で、みんなが出資し経営する仕組みのことで、ここにきて法律が必要だという機運が強まっているということでございます。よって、議員諸兄におかれましては、本請願の趣旨をご理解いただき、協同労働の協同組合法の早期制定を求める意見書を政府に提出していただく採択をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上で請願の趣旨説明といたします。

議

長 以上で、本定例会第1日目の日程はすべて終了いたしました。  
本日は、これにて散会することといたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時50分